

たる故に、其の事を知り得るなり。箕浦高良は通稱を五郎左衛門と云ひ、參議中將綱紀卿政務の初めに奉仕し、後其の一族なるか牧淺右衛門より、彼の筆記一冊を綱紀卿の一覽に供する處、甚だ賞翫し給ひ永く留め置かれたり。故に世人此の記を知るものなしと覺ゆ。思ふに明治十四年火災以後、塚を掘出して本願寺別院へ渡しける時、彼の枯骨をば存如上人の遺骨也と門徒共が取り究め、之を埋葬して存如上人の廟所となしたるも、蓮如の遺骨と混じたるものにして、蓮如が遺骨は早く四十萬山へ移されし事を知らざる故なるべし。

〇二、丸舞臺跡

三壺記に云ふ。寛永八年三月三日、高德院殿三十三回忌御相當に付、寶圓寺に於て大法會を御執行。三ヶ國の禪衆は勿論、諸宗の惣祿、諷經、看經の衆、上方諸宗門跡諷經の使僧影敷、施行、籠拂ひ、閉門、蟄居も開門して尊靈の牌前に拜參す。三月十日には二、御丸において御能被仰付、御家中の諸士並に出家衆等御振舞被下けると。今按ずるに、菅家見聞集にも、寛永八年未歲三月三日、高德公三十三回忌之

作善於寶圓寺執行、同十日於二、丸能興行とありて、其の翌月十四日犀川橋爪より出火、城中本丸の殿閣等延焼すと見たり。されば二、丸舞臺に於て能興行を命ぜられし三月十日は、城内焼亡以前にて、其の頃はいまだ本丸に殿閣ありて、これを居所とし給ふ時なれば、二、丸にて能を興行し、諸士並び僧衆等へ見物を命ぜられしは、二、丸の地に舞臺を建て置かれし故也。但しその遺跡は詳かならず。おもふに、右二、丸の舞臺は、いまだ本丸に居館し給ふ頃なれば其の創立は不詳といへども、若しくは藩祖利家卿の時より建て置かれたるならんか。利家卿は、江村專齋の老人雜話に、太閤肥前の那護屋におはします時、吳松越後といふ能大夫御見舞に參り、其の時より能を御すき有りて、御自分にも度々なされし也。太閤禁中にて能を成され候時、吳松を立合ひに能をせり。又云ふ。太閤内裏にての能度々の事なり。太閤と徳川内府と加賀大納言と三人狂言もあり。毛利輝元鼓を撃たれし事もあり。と見れば、烈祖成續に、創業記を引いて、文祿三年春前關白秀吉親作申樂於禁廷。神祖及前田利家亦親作之。とあり。或は云ふ。藤と題する謡曲

は利家卿の自作なり。越中國くすみの郡田子の浦なる藤波とて、彼の萬葉集に詠せる多祢浦の藤の事を思ひ寄せて作意し給ふとぞ。是領内の名高き名所なる故なり。くすみの郡は、もとひみの郡とありしを、後人寫誤りたるかといへり。同卿の慶長四年に書き置き給ふ遺誠等に、越中氷見郡とありて、其の時代の郡名也。又村井長明の陳善錄にも、伏見にて太閤様、關白様、家康様、大納言様御立合の御能細々御座候刻、關白様御能過ぎ候て、一度々々に樂屋にて御腰物御さし候て御見物被成候。其れを大納言様御舞臺へ御歸被成、さりとは若き人に似合申候。太閤様へも、御仕付にも能候よし御噂御申候云々。と見ゆ。又云ふ。殿様御能すきに候へども、一ヶ月に押立てたる御能は一度か。又は御上様、肥前様、御咄衆など御所望候ては、二度も御座候。たゞの御稽古は三日に一度も被成候。と見れば、三壺記に、慶長三年卯月草津へ御入湯被成、五月上旬に御上湯、加州へ御歸國被成、種善坊針立の伊白、今春七郎召連れらる。金澤にて孫四郎殿に能登國を先年御渡し、忝きよし御祝儀の御贈御上げ、其上に今春七郎に能を被仰付。其の

次而に今春七郎金澤にて勸進能仕度由言上す。可仕旨被仰出に付、才川の河原に芝居を拵へ能を致し、上下見物人夥しく、大夫に短冊を送るもあり。といへり。前件の事共にて考ふるに、藩祖利家卿の時はいまだ亂世の際なりしかど、豊太閤の好ませ給ふにより、利家卿もみづから申樂をなし、謡曲までも作らせられ、殊に甚だすき給ふとの事なれば、金澤城中にも舞臺を建て置かせられ、在國の時は城内の舞臺にて稽古能をなし給ひたるならん。二世利長卿、三世利常卿の幸若舞を好み給へる事は、夜話錄に載せられたり、申樂を好ませ給ふ事はさく見えず。然ればそのかみ二、丸に舞臺を建て置き給ふもの、恐らくは國初以來の事にて、藩祖利家卿の思召にて、態と本城より離れたる二、丸の地に建て置かれたるにやあらん。寛永八年本丸の殿閣火災後、二、丸を本城と定められて、この地に殿閣を造營せられし後、殿閣續きに舞臺を建てられしかど、是は後の事にて、前題の二、丸舞臺とは異れば混すべからず。加藤惟寅の蘭山私記に、舞臺に松の繪を描ける事は、利家卿の御物敷寄より起れりと。今は専ら松を描く事に成りたり。